

配布を以て解禁

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社森井工務所（所在地 富山県中新川郡立山町）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年3月18日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 池田 潤  
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 深澤 順麿  
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社森井工務所	富山県中新川郡立山町五百石 204

2. 指名停止措置期間： 令和4年3月18日～令和4年4月28日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

上記有資格業者は、富山県中新川郡立山町発注の工事を受注し、建設業法第24条の8第1項及び第4項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により、下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳等を作成する必要があったにもかかわらず、一部の下請負人に関する記載がない虚偽の施工体制台帳等を作成したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和4年2月22日に富山県知事から7日間の営業停止命令を受けた。

## 5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

## 参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内